

港区特別職報酬等審議会答申（概要）

1 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料

据置きとする。

（令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告 初任給及び若年層の給料月額を引上げ）

（参考）現在の区議会議員の議員報酬

区 分	月 額
議長	902,600円
副議長	780,200円
委員長	649,800円
副委員長	622,700円
議員	610,700円

現在の特別職の給料

区 分	月 額
区長	1,249,500円
副区長	1,004,800円
教育委員会教育長	933,600円
常勤監査委員	746,900円

2 区議会議員及び特別職の期末手当

年間支給月数を0.1月引き上げる。

（令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告 年間の支給月数を0.1月引上げ）

（参考）支給月数内訳

支給月		6月	12月	3月	合計
現行の年間支給月数		1.725月	1.825月	0.25月	3.80月
引上げ 月数	令和4年度	—	0.10月	—	0.10月
	令和5年度 以降	0.225月	0.125月	△0.25月 (廃止)	

改定後の 年間支給 月数	令和4年度	1.725月	1.925月	0.25月	3.90月
	令和5年度 以降	1.95月	1.95月	—	

※実施時期 令和4年度は条例の公布の日。令和5年度以降は令和5年4月1日から実施

※その他 令和5年度からは3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分



令和4年11月28日 資料No.23-2
総務常任委員会

令和4年11月21日

港区長 武井雅昭様

港区特別職報酬等審議会

会長 脇 奈穂



区議会議員の議員報酬及び特別職の給料、区議会議員
及び特別職の期末手当の額等について（答申）

令和4年7月12日付4港総総第1136号により、本審議会に
対し諮問を受けた事項のうち、区議会議員の議員報酬及び特別職の
給料、区議会議員及び特別職の期末手当の額等について、別紙のと
おり審議結果を答申します。



港区特別職報酬等審議会 答申

令和4年（2022年）11月21日

1 はじめに

本審議会は、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、令和4年7月12日、港区長から、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

今般、令和4年10月11日の特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告（以下「特別区人事委員会勧告」という。）で、職員と民間従業員との給与を比較した結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差896円（0.24%）を解消するため、初任給及び若年層の職員の給料月額の上上げ、特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の支給月数の0.1月上上げ（勤勉手当に割振り）及び令和5年度からの特別給の3月期末手当の廃止（6月・12月期が均等になるように配分）が示されたことを受け、本審議会では、諮問事項のうち、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料、区議会議員及び特別職の期末手当の額等について審議し、答申することとした。

本審議会の各委員は、区民の代表としての自覚と責任のもと、特別区人事委員会が実施した民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）の内容及び特別区人事委員会の勧告について、港区の財政状況を踏まえ、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から、闊達な議論と慎重な審議を行った。

2 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料並びに区議会議員及び特別職の期末手当の現状

(1) 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の現状

現在の区議会議員の議員報酬及び特別職の給料の額は、次のとおりとなっている。

ア 区議会議員の議員報酬

区分	月額
議長	902,600円
副議長	780,200円
委員長	649,800円
副委員長	622,700円
議員	610,700円

イ 特別職の給料

区分	月額
区長	1,249,500円
副区長	1,004,800円
教育委員会教育長	933,600円
常勤監査委員	746,900円

(2) 区議会議員及び特別職の期末手当の現状

区議会議員及び特別職の期末手当の支給月数は、3.80月であり、各支給月の内訳は次のとおりとなっている。

支給月	6月	12月	3月	合計
支給月数	1.725月	1.825月	0.25月	3.80月

3 区議会議員及び特別職の報酬等を取り巻く諸状況

(1) 社会経済動向について

景気動向に関し、内閣府月例経済報告によると、景気は、令和4年2月及び3月は「持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」とされていたが、5月及び6月には「持ち直しの動きがみられる。」とされていた。その後、7月以降は「景気は、緩やかに持ち直している。」とされた。

先行きについては、「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、」若しくは「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、」などの違いはあるものの、世界的な金融引締めによる海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされている。

(2) 特別区人事委員会勧告について

令和4年10月11日の特別区人事委員会勧告の主な内容と職員の給与及び特別給改定の状況

特別区人事委員会勧告は、月例給については、「職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差896円(0.24%)を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。」、特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数についても、「民間の特別給(賞与)の支給状況を勘案し、年間の支給月額を0.1月引上げ」という内容であった。

給料表の改定に当たっては、「初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引き上げることとする。また、これを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう所要の改定を行うこととする。」という内容であった。特別給(期末手当・勤勉手当)の改定に当たっては、「民間における特別給(賞与)の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.55月とする。なお、支給月数の引上げ分については、民間の特別給(賞与)における考課査定分の配分状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとする。また、国や他の地方公共団体はもとより、民間企業の大半が、特別給(賞与)の支給回数を年2回としている状況を踏まえ、令和5年度以降、3月期の期末手当を廃止し、その支給月数を6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分する。」という内容であった。

区は、この報告を踏まえ、職員団体と交渉した結果、特別区人事委員会勧告どおりの内容で、職員の給与を改定する条例案を区議会に提出する準備を進めている。

(3) 港区の状況について

区の人口は、令和4年11月1日現在、約26万1,600人で、前年と比較して約4,000人増加している。平成8年以降継続して増加してきた人口は、令和2年6月以降、減少傾向が続いたが、令和4年2月以降増加し、今後も増加が続く見通しとなっている。

区財政については、令和3年度決算（普通会計ベース）において、歳入は、歳入の根幹を成す特別区税が、特別区民税や特別区たばこ税の増加により、前年度比38億円、4.6%増の867億円となったことに加え、特定財源¹で繰入金等が増加となり、全体では前年度比96億円、5.2%増の1,938億円となった。

歳出は、新型コロナウイルスワクチン接種、芝浜小学校の整備などの取組によって、前年度比100億円、5.8%増の1,810億円となった。

財政の弾力性を示す総合的指標である経常収支比率²は、令和3年度は特別区税等の増収により、前年度比2.7ポイント減の71.9%となった。これは、一般的に適正な水準といわれている70%から80%までの水準に位置し、特別区全体の平均値である78.6%と比較しても低い数値であることから、区の財政は他区と比較して弾力的で、新たな区民ニーズにも対応できるといえる。

また、自治体の財政力を判断する指標である財政力指数³は、1.22となっている。特別区全体の平均値である0.55と比較しても高い数値であることから、区は他区と比較して安定的な財政運営を行っているといえ、経常収支比率、財政力指数ともに、高い財政力が示されているといえる。

今後の見通しについては、歳入は、区の歳入の根幹を成す特別区民税収入は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下においても堅調に推移しているものの、国際情勢や物価高騰等の影響による景気の下振れリスクに十分注意し、特別区民税収入に与える影響を慎重に見極めていく必要がある。

一方、歳出については、新型コロナウイルス感染症対策の実施や公共施設マネジメント計画に伴う施設の改修などの大規模な支出への対応、東京都による首都直下地震等の被害想定の見直しを踏まえた帰宅困難者対策や高層住宅の防災対策が必要になっている。また、令和5年度に予定されるこども基本法の施行及びこども家庭庁の設置

¹ 特定財源：国庫支出金、都支出金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、諸収入など、特定の事業に充てなければならない財源

² 経常収支比率：財政の弾力性を示す総合的指標で、自治体財政の自由度を計る最も一般的な財政指標。この比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、財政は硬直化していることになる。

³ 財政力指数：財政力を示す指数で、この指数が大きいほど財源に余裕があるといえる。ただし、理論上の数値であるため、この指数で直ちに財政の富裕度を判断することはできない。

を踏まえた児童相談所設置市としてのきめ細かく切れ目のない子どもや家庭への支援、福祉総合窓口を生かした包括的な福祉施策の更なる充実に取り組み、区民生活や地域経済の実態を的確に捉え、区政のあらゆる分野で、企業等や全国各地域の力を活用し、直面する困難に立ち向かいながら、区民の暮らしと区内産業を守り、まさに笑顔と元気があふれる港区を実現するとしている。

(4) 職責の重要性について

新型コロナウイルス感染症は長期化し、区民生活や事業活動などに影響が及んでいる。また、世界情勢に伴う国内の物価高騰は今後も続いていくことが見込まれている。

これに対して区は、令和4年度当初予算において、ワクチン接種や観光・商店街支援など、感染症の影響から区民の命と健康を守り、まちなにぎわいを加速する施策として約42億円を計上するとともに、物価高騰に対して、学校給食安定供給緊急対策事業や中小企業者への経営相談体制の強化を行うなど、緊急的に取り組んできた。

ワクチン接種においては、港区民以外でも予約なしで新型コロナウイルスワクチンが接種できる環境をいち早く整えるとともに、高齢者を対象にインフルエンザワクチンとの同時接種を開始するなど、感染症の感染拡大防止に取り組んでいる。

また、感染症の感染拡大の影響や世界情勢に伴う物価等の高騰により、売上減少・コスト増加などの苦境に直面している区内事業者を支援するため、区内中小企業店舗で利用できる二次元コード決済を活用したみな得ポイント還元キャンペーンの実施や港区商店街連合会による総額10億円の区内共通商品券の発行支援により、区内商店街等での消費喚起に向けた施策を実施している。

さらに、節電・省エネの取組を集中的に進め、電力需給ひっ迫を回避するとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた区内の温室効果ガス削減の取組を加速するために、創エネルギー・省エネルギー機器等設置の促進や区内の建物の電力供給契約を再エネ100%電力メニューに切り替え、継続して使用した区民、中小企業者等に区内共通商品券を支給するMINATO再エネ100再エネ電力導入サポート事業を新設するなど、創エネ・省エネ対策等の充実を図っている。

区は、いかなる状況下にあっても、区民生活や地域経済の実態を的確に捉え、事務執行の迅速化やあらゆる手法による財源の確保などにより、感染症の長期化や物価高騰など直面する社会課題への的確な事業立案、実施を行う必要がある。

感染症の長期化に加え、物価高騰などの新たな課題に立ち向かうため、行政運営と執行機関の最高責任者としての区長をはじめとした特別職は、より一層高度な判断力、実行力が求められ、その役割と職責は極めて重要性を増している。

区議会議員については、本会議、委員会等議会活動を通して執行機関のチェック機能を果たすとともに、感染症の感染拡大に加え、区民生活や事業活動に直接影響を及ぼしている物価高騰の不安に伴う区民要望への対応など、住民福祉の向上に向けて担う役割と職責はますます重要なものとなっている。

4 結論

今回の結論を出すに当たり、本審議会では、特別区人事委員会、東京都人事委員会及び人事院の勧告を参考としながら、主に民間給与実態調査の内容を踏まえ、慎重に審議を行った。

その内容は、民間給与実態調査における調査数の捉え方や区内企業の抽出の可能性であり、港区の実態を踏まえた数値を基に審議すべき、港区の特別職の職責の重要性を考慮し、他区との比較により職によって一律の引上げについても検討すべきとの意見もあった。

審議の結果、近年も一般職の改定に準じた改定を行っていること、また、コロナ禍において、歳入確保や様々な支援策の実施など、特別職をはじめとし、不断の努力により安定した財政基盤を確保していることから、期末手当については、引き上げるという特別区人事委員会勧告を準用すべきという意見が多数であった。

これらの審議を踏まえ、特別区人事委員会勧告に準じて、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料はいずれも据置き、区議会議員及び特別職の期末手当は、それぞれ引き上げ、令和5年度からは3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分することが妥当であるとの結論に至った。

(1) 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料について
据置きとする。

(2) 区議会議員及び特別職の期末手当について

ア 改定支給月数

期末手当を0.1月引き上げる。

イ 実施時期

条例の公布の日

ウ その他

令和5年度からは3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分する。

港区特別職報酬等審議会委員名簿

会 長 脇 奈穂子

会長職務代理 野 尻 三重子

委 員 飯 田 美夜子

委 員 今 井 美嘉乃

委 員 臼 井 浩 之

委 員 郡 司 知 志

委 員 坂 口 緑

委 員 辻 村 法 泰

委 員 南 かほる

委 員 吉 野 茂